



平成30年5月31日  
国土交通省東北運輸局

## 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の 指定の期限の延長について

標記につきまして、国土交通省では平成30年5月17日の運輸審議会の答申を受け、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法3条に基づき、下記の地域を5月31日（木）付けで特定地域の指定の期限を延長いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 指定の期限が延長になる地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき  
東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」及び「秋田交通圏」

#### 2. 延長される指定の期間

平成30年6月1日から平成33年5月31日まで  
（平成30年5月31日の官報告示による）

#### ※特定地域とは

全国631の営業区域のうち、国土交通省が供給過剰の状況がみられるとして全国で27地域を指定している。

指定を受けると新規参入や増車が禁止され、自治体や事業者等で構成される協議会が特定地域計画に基づき減車や活性化策を進めている。

東北では仙台と秋田交通圏の2地域が指定されている。



東北運輸局マスコット  
“とうほくろっ犬”

#### 《問い合わせ先》

東北運輸局自動車交通部旅客第二課 伊藤・林  
TEL 022-791-7530